

贈与税の非課税措置に係る証明料金

1. 住宅性能証明書・増改築等工事証明書(8号工事)発行料金

単位:円(税込)

業務区分		証明料金
断熱等性能等級の等級4であることを 矩計図等の設計図書等により判断する場合	① 非住宅・住宅計算方法による場合	108,000
	② 住宅仕様基準による場合	81,000
③ 断熱等性能等級の等級4であることが確認できる、証明書等により判断する場合		48,600
業務区分		証明料金
④ 高齢者等配慮対策等級(専用部)3以上であることが矩計図等の設計図書等により判断する場合		64,800
⑤ 高齢者等配慮対策等級(専用部)3以上であることが確認できる証明書等により判断する場合		48,600
業務区分		証明料金
⑥ 耐震等級2以上又は免震建築物であることが矩計図等の設計図書等により判断する場合		71,280
⑦ 耐震等級2以上又は免震建築物であることが確認できる証明書等により判断する場合		55,080

耐震等級2以上又は免震建築物でかつ、延床面積が10,000㎡超の現場検査料金については、規模に応じて別途料金を加算いたします。

(注記)

- (1) 業務範囲は木造を除く50㎡以上240㎡以下の住宅です。(床面積は不動産登記上の面積)
- (2) 上記料金は、1住戸当りの料金です。(現場検査1回分の料金を含む)
- (3) 新築住宅、既存住宅、増改築等工事(8号工事のみ)いずれの場合も同料金です。
- (4) 料金は、証明依頼書受付時のご請求となり、業務は料金をお支払い頂いた後に開始します。
- (5) 当証明業務において依頼書の受理により住宅性能証明書の交付を予め約束するものではありません。
設計図書審査時、あるいは現場検査時点で要求性能が確認できなかった場合は、証明書を発行できない旨の通知書を発行し、証明業務の進捗度を勘案して料金を精算します。
- (6) 現場検査に際し、建築地が100kmを超える遠隔地の場合は、上記料金の他に交通費、宿泊費、および付帯経費等を見積し、加算します。
- (7) 入居済の共同住宅の場合、耐震等級2以上又は免震建築物の現況検査には管理組合の同意が必要となります。
- (8) 断熱等性能等級等の等級が4、あるいは高齢者等配慮対策等級(専用部)3、あるいは耐震等級2以上又は免震建築物であることを確認できる証明書等とは、
※建設住宅性能評価書、※認定長期優良住宅に係る認定通知書(既存住宅の場合)、
※認定低炭素住宅に係る認定通知書、※フラット35S適合証明書等を指します。
(※は、UHECが交付したものに限り、※※は、UHECが技術的審査適合証を交付したものに限り、)
- (9) 省エネルギー対策等級4の証明書は、断熱等性能等級4の証明書とはならないことにご注意ください。

2. 認定長期優良住宅建築証明書/認定低炭素住宅建築証明書発行料金(新築共同住宅等)/増改築等工事証明書

単位:円(税込)

業務区分	証明料金
① 認定長期優良住宅に係る認定通知書により判断する証明書	10,800
② 認定低炭素住宅に係る認定通知書により判断する証明書	10,800
③ 新增改築等工事証明書	10,800

(注記)

- (1) 上記証明料金は、UHECで交付した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証、低炭素建築物新築等計画に係る適合証、及び建設住宅性能評価書を取得した住戸の場合です。他機関で交付・取得した住戸の場合は、別途お見積とします。
- (2) 現場検査に際し、建築地が100kmを超える遠隔地の場合は、上記料金の他に交通費、宿泊費、および付帯経費等を見積し、加算します。